

公益社団法人新潟県農作物価格安定協会定款

制定 平成 24 年 4 月 1 日

変更 平成 26 年 3 月 19 日

変更 平成 26 年 6 月 9 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県農作物価格安定協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、農作物の集産地を育成し、組織的な計画販売を推進するため農作物価格安定基金及び交付準備金を造成し、一定の条件のもとに出荷された農作物の販売価額が一定の価額以下となった場合、その差額を補てんする事業及び野菜生産地の構造改革を進めるため独立行政法人農畜産業振興機構が協会を通じて推進する事業を行い、もって農業者の経営安定を図ることにより消費者への農作物を安定的に供給することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野菜価格安定事業として、園芸振興価格安定事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進に係る基金の造成及び管理、並びに価格差補給交付金の交付等に関する事業
- (2) その他この協会の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 特別会員 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け食流第5508号農林事務次官依命通知)第3の3の(4)に規定する相当規模生産者であって入会を希望する者

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の正会員又は特別会員になろうとする者は、会長が別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の決議を得なければならない。

(任意退会)

第7条 この協会の正会員又は特別会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 この協会は、正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名する事ができる。この場合において、この協会は、その総会の日から10日前までにその会員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 法令若しくはこの協会の定款、業務方法書に違反し又はこの協会の秩序を著しく乱したとき
- (2) この協会の名誉を棄損し又はこの協会の目的に反する行為のあったとき

- 2 前項の総会の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもってしなければならない。
- 3 除名の決議のあったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその正会員に通知するものとする。

第4章 総 会

(構成)

第9条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第10条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとしての法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第14条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的記録による議決権の行使)

第16条 正会員は、理事会で定めたときはあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

3 書面又は電磁的記録をもって議決権を行使する場合において、その書面又は電磁的記録が総会の日の前日までにこの協会に到達しないときは無効とする。

(代理人による議決権の行使)

第17条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

3 代理人は、代理を証する書面をこの協会に提出しなければならない。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会で選任された出席者2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とし、理事会の決議によって選定する。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この協会の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

3 報酬及び費用の弁償については、会長が総会の決議を経て別に定める。

(役員責任の免除)

第27条 この協会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法113条第1項第2号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会の開催は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要な場合に開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 この協会の目的である事業を行うために不可欠なものであって、理事会で定めた財産をこの協会の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において、別に定めるところにより、この協会の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第36条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、該当事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この協会は、総会の決議その他法令の定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第45条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、協会の運営の必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の会長は今井長司、専務理事は笠原敏夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の変更は、平成26年3月19日から施行する。

5 この定款の変更は、平成26年6月9日から施行する。